

第2回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会議事要旨

1 日時 平成17年6月22日(水)15時00分から17時00分

2 場所 中央合同庁舎第2号館総務省省議室

3 出席者(敬称略)

堀部政男座長(中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授)、縣忠明(産経新聞東京本社論説委員室論説委員)、荒川満(東京都総務局行政部長)、飯田政之(読売新聞東京本社論説委員)、石川雅己(全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長))、稲葉馨(東北大学大学院法学研究科教授)、宇賀克也(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、片木淳(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)、北村龍行(毎日新聞社論説室論説委員)、小牧次郎(全国市区選挙管理委員会連合会副会長)、佐野真理子(主婦連合会事務局長)、城本勝(日本放送協会放送総局解説委員室解説委員)、中田宏(横浜市長)、舛網敏雄(千葉市選挙管理委員会委員長)、森本昌義(㈱ベネッセコーポレーション代表取締役社長兼COO)

4 議題

- (1) 調査結果報告
- (2) 論点整理
- (3) ヒアリングの実施について

5 議事の概要

- (1) 今井副大臣の挨拶が行われた。
- (2) 座長から出欠の確認、前回欠席された佐野委員の紹介、読売新聞社の小田委員に人事異動があり、後任に読売新聞社東京本社論説委員の飯田政之委員が就任された旨の紹介があった。
- (3) 事務局から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果、選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査結果、論点整理、ヒアリングの実施について説明が行われた。その後、意見交換が行われた。

各委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 以前行った「個人情報保護にかかわる消費者意識に関する調査研究」では、本人の心当たりがないところからのダイレクトメールや電話勧誘に関するもので、本人の知らないところで個人情報が流用されることに対して許せない、迷惑、してほしくない、嫌だ、困るという拒否反応がすごく多く見られた。今の時点でこの調査を行うと、さらにこういう意見が出てくるのではないか。住民基本台帳の閲覧というのは原則非公開と法改正をしていただきたい。ただ、世論調査であるとか、学術調査であるとか公にとって必要な調査、そのまた線引きも難しいが、その調査に関しては、いわゆるオプトインのほうをぜひ検討していただきたい。

- 個人情報保護法の施行でプライバシー意識がかなり高まって、住民基本台帳及び選挙人名簿に今よりも何らかの制限が加わるのは時代の流れでもあり、それはやむを得ない。ただ、それによって今の制度で保たれていた公益性というのが損なわれてはならないのではないか。原則公開を原則非公開にというのはわかりやすい議論であるが、それがあまり極端に振れると、いわゆる公益性の部分まで損なわれるのではないかと。特に世論の動向というのが政策決定にかなり大きな比重を占めるようになってきている中、民間が正確な調査をすることが政策決定にも役立つ。まさに正確な調査というのは、今のところ住民基本台帳、選挙人名簿に基づくランダムサンプリング調査しかないので、どのように線を引きのかとというのが、まさにこの検討会で問われているところではないのか。
- 基本的には、現在の原則として何人でも閲覧できるという規定は当然見直して、むしろ原則としては非公開で、例外的に認めるという方向で考えるべき。例外を考えると、主体で限定するというだけでなく、目的でも限定をかけるべきだろう。主体と目的の双方で限定をかけていかないと骨抜きになるのではないかと。行政機関個人情報保護法の目的外提供についても、行政機関、あるいは独立行政法人と地方公共団体といったような公的な主体の場合であっても、そこでは相当な理由のあるときという目的で縛りをかけている。もう一つ重要だと考えているのは、主体と目的の確認。単に主体と目的で限定をかければよいというわけではなくて、本当に主体なのかどうか、それから本当にそういう目的なのかどうかということについての確認の手続も明確に定めておかないといけない。
- 住所、氏名、性別、生年月日の4情報というのは法制定時には個人情報という概念はなかったが、今や立派な個人情報であるので、そういう意味では、これは何人たりとも請求できると法に書いてあるわけですから、その原則というものを逆に法で全体として改正をすべき。個々の自治体でそれぞれにいじるというのではなくて、法改正そのものをすべき。本人や同一世帯の者の閲覧は、現状では現場では皆無に近い状態にあるので、論点としてはもう削ってもいいのではないかと。本人から委任を受けて閲覧する事例というのも現場ではほとんど見当たらない。契約の相手方の確認等、正当な利害関係人からの閲覧ということについては、これは住民票の写しなどで代替できる。存続させるならどうするかという場合で、これは公務員が職務上の請求として閲覧をする場合というものについては、十分に今でもあり得る。8つのいわゆる士業の話があるが、弁護士さんの場合は現実あるが、弁護士以外の残りの7士業については、ほとんどない。世論調査や学術調査、こういった部分については、その後の社会還元のメリットというものには十分にあり得るわけで、公共目的と考えられるわけで、その意味では閲覧をさせるべき。
- OECD8原則の目的明確化の原則というのを重視すべき。住基法の目的の中に、世論調査とか学術調査とかというのは、本当は含まれているのかどうか。時代の変遷で、大分疑わしくなってきたのではないかと。議論して、明確にした上で、法律で規定するというふうにはしないといけない。
- 目的規定の見直しというのはやっぱり必要ではないかと。例外を認めるに当たっては、厳格にその必要性をチェックする、検討するという必要があるのではないかと。例外を認める際に、どこまで法律でもって書き込むか、全国的な統一基準というものを、どういう形で示すか、相当程度法律に書き込むべきであるかと考えるか、各自治体の条例等で規

定するという事も当然あり得る。論点として加えていただきたい。

- 個人情報保護に関する法律の第1条には、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利、利益を保護することを目的とするということで、個人情報の有用性、これはやはり経済的な有用性はだめと言っている意味でもない。ダイレクトメールの内容によっては、必ずしも民間だけがやっているわけじゃないと思うし、営利行為だけを目的に、もちろん営利行為も若干入ったりしても、でもないと思う。あながちダイレクトメールが全部だめとかいう議論にもならないだろうということで、この実態はかなりヒアリングしたほうがいい。
- 個人情報保護法のほうは、第4章以下というのは、確かに民間部門の個人情報取扱事業者の義務等を定めたもので、個人情報取扱事業者に当たるものが、自分が保有している個人情報をどう扱うかとか、取得するときはどういうことを考えなければいけないかという、そういう局面の法律。住民基本台帳法で問題になっているのは、公的な主体、自治体が、住民から間接的に強制して取得した、そういう情報をどこまで目的外で出すかという問題なので、むしろ個人情報保護法よりは行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、こちらを参考にして考えていくべき。
- あくまでも選挙人名簿の閲覧制度というのは、選挙人名簿の正確性を確保するための制度であると解釈している。現在では、必ずしも閲覧制度がなくても、選挙人名簿の正確性というのは十分確保できる。個人が選挙人名簿の登録の有無について閲覧している件数はほとんどない。選挙人名簿に対する閲覧制度の目的というのは一応達せられたのではないか。したがって、選挙人名簿の抄本の閲覧制度は廃止すべきとの要望を出している。一方、現在、世論調査とか学術調査で、選挙人名簿を利用しているという状況もあり、世論調査とか学術調査については、一応肯定するとなった場合に、その範囲をはっきりさせないと歯止めがなくなってしまう。
- 住民基本台帳は手数料を取っているが、選挙人名簿は選挙の公益性を考慮して手数料を取っていないということもあり、住民基本台帳の閲覧が認められる場合が今までよりも限定されると、選挙人名簿の抄本の閲覧件数が増えていくのではないかなと思っている。選挙人名簿の閲覧は一応なくして、あくまでも住民基本台帳の閲覧を重点的にして、そっちのほうを厳しくやったほうがいいのではないか。
- 選挙人名簿の閲覧制度の廃止ということも論点になり得るし、一方では、住民基本台帳と連動して考えるべきではないかというのも論点になり得る。住民基本台帳の方が厳しくなれば、選挙人名簿に逃げ込むという話になっても、それは問題であるし、例えば、学術調査とか世論調査ということを見ると、未成年者を含まない選挙人名簿の方が適しているという考え方もあり得る。
- 世論調査を行う場合に、未成年者を対象にする調査ということも結構ある。

(4) 事務局から、次回は7月4日に関係団体からのヒアリングを行うことを説明した。

(文責：事務局)